

○委員長（高橋克法君） ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、斎藤嘉隆君が委員を辞任され、その補欠として石橋通宏君が選任されました。

また、本日、石橋通宏君が委員を辞任され、その補欠として柴慎一君が選任されました。

○委員長（高橋克法君） 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（高橋克法君） 御異議ないと認めます。それでは、理事に伊藤孝恵君を指名いたします。

○委員長（高橋克法君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国立大学法人法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官原典久君外五名を政府参考

人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（高橋克法君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（高橋克法君） 国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

松野官房長官、西村大臣に派閥パーティー、裏金疑惑が直撃。説明責任を全く果たそうとしない中、明日にでも岸田総理が会見をして、あさって内閣改造が行われる見通し。長官、大臣に加えて、総務大臣、農水大臣が更迭というか、交代される見通しとなりましたが、盛山大臣、この政権は信頼に足りるのかしら。

○国務大臣（盛山正仁君） そのような報道があるのは私も承知しておりますが、それ以上のことを私がコメントできる立場ではございません。

○蓮舫君 改造のことを聞いているんじゃないです。あなたの足を置いている岸田内閣は、国民にとって信頼に足りるんでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 我々としては、皆様の信頼を得べく、誠心誠意努力させていただいているつもりでございます。

○蓮舫君 いや、こんな状況で、明日にでも大臣替わるかもしれない、こんな状況で、次から次へと政治と金の、派閥のパーティーの裏金疑惑が出ている中で、政府が法案を国会に委ねられる状況なんじゃないか。

○国務大臣（盛山正仁君） 是非御審議をお願いしたいと考えております。

○蓮舫君 赤池自民党筆頭理事の不作為によって、この法案審議を開くかどうかの理事懇談会、先週木曜も金曜も開かれず、昨日、週をまたいで、夕方になってようやく開会。夕方からの質問準備、通告。文科省職員の労働時間に大きく影響するのを分かっているながら、高橋委員長は委員長職権でこの開会を強行決定しました。手続に強く抗議するとともに、委員会開会強行に賛同した自民党、公明党、維新にも抗議をいたします。

CSTIの議論を経た最終まとめ、文科省内の検討会議の論点整理、国際卓越研究大学の施行を経て、合議体はそもそも国際卓越研究大学の要件として必置するものだったでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） ちょっと御質問の趣旨がよく分かりませんでしたけれども、我々が今回御審議をお願いしておりますこの法案というのは、現在の国際卓越研究大学の方針とそれほど大きく変わっているものではないというか、合致するものであると考えております。

○蓮舫君 その認識が私たちと大きく違うんです。そもそも、卓越大学に手を挙げるその必置要件だった合議体が一定規模以上に広がったんですよ。だから、大学の多くの関係者が反対の声、懸念の声を上げているんですよ。

そもそも、今年六月十六日、成長戦略等のためのフォローアップ閣議決定、大学改革、国立大学法人法改正案を早期に国会提出とありますが、何のためにその措置をとると明記していましたか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

国際卓越研究大学制度に求められるガバナンスにつきましては、昨年成立した国際卓越研究大学法附則第三条の規定により国立大学法人法の改正が一定程度想定されていたことも、本年六月においてその対応が済んでいなかったことから、成長戦略等のフォローアップについて記載されたものと承知しております。

なお、国際卓越研究大学か否かにかかわらず、一定水準の規模を有する法人は運営方針会議を必置、その他の法人は選択制とすることを含めた内容につきましては、八月下旬に文部科学省として判断して、今回の法案提出に至ったものでございます。

○蓮舫君 局長、違うでしょう。閣議決定したフォローアップの文字には、国立大学が国際卓越研

究大学となる上で必要となる経営方針を定めるための合議体の措置を可能とする措置を講ずるためにこの国大法の改正案を出すとしたんじゃないですか。

○政府参考人（池田貴城君） 今おっしゃっていただいたように、成長戦略等のフォローアップにおきましては、国立大学が国際卓越研究大学となる上で必要となる経営方針を定めるための合議体の設置を可能とする措置を講ずるため、国立大学法人法改正法案を早期に国会提出するとされております。

○蓮舫君 この時点までは卓越大学に限定されていたんですよ。それがいつの時点から一定規模以上の国立大学に広がったんですか。

○政府参考人（池田貴城君） この成長戦略等のフォローアップにつきましては、そこまで厳密に限定されていたかどうかははっきりしないと思います。

○蓮舫君 限定された文言が明記されていますが、○政府参考人（池田貴城君） その前後の経緯を申し上げますと、CSTIIの……（発言する者あり）

○蓮舫君 ちょっと時間止めてください。

○委員長（高橋克法君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（高橋克法君） 速記を起こしてください。

い。  
○政府参考人（池田貴城君） この閣議決定におきましては、国立大学が国際卓越研究大学となる上で必要となる経営方針を定めるための合議体の設置を可能とする措置を講ずるため、国立大学法人法改正案を早期に国会提出するとされております。

○蓮舫君 それがい一つの時点で一定規模以上の大学に広がったんですか、国立大学に。

○政府参考人（池田貴城君） 本年五月に文部科学省の高等教育内で打合せをして、その時点で、法制的な観点や、それから今回のこの基となったCSTIIでの最終取りまとめの趣旨を踏まえ、一定規模の、一定規模、失礼しました、本年六月の時点で、失礼いたしました、一定規模の、一定水準の規模を有する法人には運営方針会議を必置とし、その他の法人は選択制とすることも含め、本法律案に盛り込む事項について固めております。

それで、六月に国際卓越研究大学に申請中であつた大学に当時の検討状況を内々に説明した後、七月から八月にかけて国立大学協会や国際卓越研究大学に申請中であつた学長とも意見交換をし、この方針を固めていったということでございます。  
○蓮舫君 資料二枚目です。一番下のブロックです。

今年の五月二十四日に高等教育局内で高等教育

局としての原案を決めた、ここで既に一定の規模以上に広がっているんです。そして、六月一日には、卓越大学申請中の大学長らに説明、意見交換しているんです。

局長、大臣もなんですが、衆議院の質疑では、資料四枚目です、七月、八月に国大協や卓越大学申請学長らと意見交換を実施して、事業規模の大きい五つの国立大学に運営方針会議必置とする方向性で整理と答弁。何で隠していたんですか、この五月二十四日と六月一日の説明を。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

この五月の打合せというのは、高等局としての方針を固めたものでございまして、当然ながら、その後、各大学、国大協や関係する大学に対して御意見を聞いて、説明をし、御意見を聞きながら固めていったということでございますので。

○蓮舫君 質問を理解してください。

五月二十四日に高等教育内の意思を固め、六月一日に関係大学に説明、意見交換をした。衆議院での答弁は、七月、八月の関係者らとの審議を経て、そして決めていったと言っているんです。なぜ隠していたんですか。

○政府参考人（池田貴城君） 隠していたわけではございません。

その六月一日に関係大学に対して、これ、あく

までも局内の案でございますので、文部科学省として正式に方針を固めたということではございません。高等局としての案をまとめて、各大学に、六月以降、各大学に説明し、その後、各国際卓越大学に申請中であつた学長と直接いろいろお話をして、意見を聞いていったと、そういう過程でございます。

○蓮舫君 高等教育局としては、原案を一定規模以上に広げるとまとめ、大学なりに説明をして意見交換をした。その後の六月十六日の閣議決定は、卓越大学に合議体を必置としているんですよ。閣議決定と矛盾していませんか、行動が。

○政府参考人（池田貴城君） 六月十六日のこの成長戦略等のフォローアップでは、国際卓越研究大学となる上で必要となる経営方針を定めるための合議体を設置と可能とする措置を講ずるためとなっておりますので、矛盾しているものではないと思います。

また、高等教育局の中で固めた方針、方向性は決めましたけれども、仮にその過程で各大学からいろいろな御意見が出れば、その意見に応じていろいろ修正をさせていただくこととございますので、これを、丁寧な説明を続けていったということと御理解いただければと思います。

○蓮舫君 ううん、理解できません。

ここで意見がずれたり食い違ったりする、衆議

院の議事録とここでの答弁が違ってきているのは、私は、驚くべきことが判明したんですよ。

文科省内、高等教育局内で会議を重ね、三年来の議論を経て国際卓越研究大学に必置とした運営方針会議をほかの国立大学にまで広げると決めていった過程、立法事実を知ることができる公文書はありますか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

この五月二十四日の時点で記録、議事録的なものをまとめたものはございません。その後、事実確認をしたりしたものを理事会の場で要請されてお出した、いるとおりでございます。

○蓮舫君 確認ですが、五月二十四日の議事録的なものはないけれども、跡付けで公文書を作成したのは、理事懇、理事会で野党が要求したからですね。

○政府参考人（池田貴城君） そうではございません。その時点でいろいろな……（発言する者あり）

○委員長（高橋克法君） ちょっと、今、答弁を。○政府参考人（池田貴城君） その時点で、五月二十四日の時点で議事概要的なものを作ることばできておりませんとして、この法案の審議の過程を通じていずれまとめるつもりではありましたが、今回、理事懇や理事会でこういうお話が

出てきたものですから、そこで整理をしてお出しをしたというものでございます。

○蓮舫君 いずれまとめるつもり。それが、理事懇、理事会で野党が要求して、そして作って出したものですよ。

○政府参考人（池田貴城君） 御提出したものでございます。

○蓮舫君 つまり、理事懇、理事会で野党の要求がなければ、その公文書もない。

その二十四日、いわゆる原案を策定、決めるまでの公文書はありますか。

○政府参考人（池田貴城君） 五月二十四日以降……（発言する者あり）以前。以前につきましては、いろいろな形で打合せをしたりしておりますけれども、そうしたきちんとした公文書については、確認しておりますけれども、見当たりませんでした。

○蓮舫君 大臣、公文書がない、どういうことですか。

○国務大臣（盛山正仁君） 公文書の作成、管理につきましては、公文書等の管理に関する法律に基づいて、また文部科学省では行政文書の管理規則を定めておりますが、今の点につきましては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに文部科学省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証をすることができるよう、処理に係る事案が

軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならぬと定めております。

そして、先ほど局長が答弁いたしましたとおり、この法案の審議、今やっていたいただいておりますこの法案の審議、こういったところが終わったところでまとめるべく、そういうふうな形での作業を進めていたということと承知しております。

○蓮舫君 審議が終わったところで公文書をまとめます。普通の法案だったら、百歩譲ってそれを是とします。でも、これは、三年掛けた議論で、政府の中ですよ、議論をして、卓越大学に手を挙げるのを必要とする合議体、それが一定規模まで広がった。何で一定規模まで広がったのか、それを知らなければ、その公文書を確認しなければ法案の審議なんかできないじゃないですか。

○国務大臣（盛山正仁君） 公文書がないということにつきましては申し訳なく思う次第でございますが、先日来、こういうような形で議論をしております。先日も、こういうような経緯でこれを拡大するようになった、そしてその後、国立大学の関係者の方による御説明をしております。このことを御答弁、その他御説明しておりますので、そういったことでは是非御理解を賜りたいと思います。

○蓮舫君 三枚目の資料です。  
七月十四日、永田国立大学協会会長と四十分、

八月三日には事務局長と三十分程度、意見交換を文科省はしています。

ところが、十一月十七日の国大協総会後の記者会見で永田会長は、法文が完成する前に概要は知らされるべきだったと思う、知らされていなかった、それまでの内容が出ると思っていたので、意見が出し方がなかったと発言。つまり聞いていないって言っているんですよ。どっちが正しいんですか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

今回、こういった法案審議の場で、国大協の説明も出ておりましたが、改めて永田会長にはお会いして御確認をさせていただきました。また、別途、永田会長が予算の関係で大臣のところにもお見えになりました、そのときも確認をしておりますけれども、永田会長自身は、今回の国大協会長としての声明は法案自体に反対するものではないと、ただ、法案のこの運用を今後していくときに少し心配な点があるので、それをまとめたというふうにおっしゃっておりました。

○蓮舫君 うん、電話一本掛けるぐらいの時間はあるだろう、我々と議論している時間がなかったというのが事実、閣議決定の法文ができるまで私たちも知らなかった、当事者である我々に事前相談あってもしかるべきではないかと、これ公言し

ているんです、永田会長がね。

今、局長は予算のときとかほかのときでもちゃんと説明しているって言うけど、聞いていないって言っているじゃないですか。どちらが正しいんですか。

○政府参考人（池田貴城君） こうした報道もございましたので、改めて、今回の法案審議と並行して、永田会長には確認をしております。その場で永田会長からは、そういうことではないという趣旨の御説明がございました。

○蓮舫君 大臣、こうした食い違いが生じるんですよ。だから、どちらの言い分が正しかったのか、文科省はどの時点でこの一定規模に広げたと決めるまでの経緯、決めてからの経緯、それがちゃんと公文書で全部残されていて、法案審議の前に私たちが確認をしていけば、こういう、どっちが正しかったんですかって、わざわざ法案審議でこんなことを確認するまでもないんじゃないですか。

今からもう一回この経緯を、どうして一定規模に広げていったのか、法案が変わったのか、誰にどうして説明をしたのか、永田会長との食い違いはこうだった、公文書きっちりまとめて、それから法案を審議してくださいとお願いするのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、衆議院以降、この文教科学

委員会も含めまして、丁寧に御説明をさせていただいているつもりであります。

そしてまた、先ほど高等局長から話が出ました予算の関係も含めまして、永田国立大学法人会長がお見えになりましたときに私も、局長が同席したところで私も永田会長とやり取りをしまして、この法案に対しては異存はないんだということを聞いているところでございますので、是非とも御審議をお続けいただきたいと思えます。

○蓮舫君 いや、幾ら何でもね、永田会長が会見をして聞いてないというのを報道で知った局長、そして、それを説明を申し上げた、予算の関係で説明に来たときに永田会長に申し上げた、私たちそれ知りようがないじゃないですか。後で口裏を合わせてたとしても、私たち知りようがないじゃないですか。だから、ちゃんと公文書を作っておいていただければ、これは永田会長の勘違いだったんだなというのを私たちだって客観的な判断できますよ。

もう一度公文書、公文書管理法でも、理由があって作れなかった公文書は、その都度、その後に作成するように、それが必要だと書いてあります。まず作成してから法案審議じゃないでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 公文書の不備というのか、作り方が大変遅い、この時点においても十分ではなかったという御批判はもう何ともおわび

をするしかないわけでございますけれども、是非ともこの法案につきましては御審議をお願いしたい、十分にこの経緯についてはこういうことであると御説明していると考えております。

○蓮舫君 公文書が百歩譲ってなかったとしても、私たちが知ることができない手段としてはもう一つあるんです。

中教審に何で諮問しなかったんですか。中教審に諮問していれば、中教審が情報公開しますよ。どこで一定規模以上に広がったのか、それは妥当か、そうではないのか、そういう経緯を知ることができる。

公文書も残さない、中教審にも諮問していない、聞の中で法案の方針が大きく変わった。納得しろ、法案審議をしろとお願いする立場として適切ですか。

○委員長（高橋克法君） まず、池田局長。○政府参考人（池田貴城君） 御指名をいただきましたので、私からお答えさせていただきます。

大臣の諮問機関として中教審もろんございませけれども、これまで国立大学法人制度を、例えば指定国立大学法人制度を設けるときなどは、これは中教審ではなく、国立大学のガバナンスなどを議論する特別の有識者会議をつくって議論しております。

中教審で一般的に議論をするのは、国公立大

学を通じて、例えば大学設置基準の改正とか、こういった教学面を中心としたものは議論いたしましけれども、国立大学のみに関するガバナンスに關しては、過去、中教審ではない場で議論をしております。

今回も、科学技術・学術審議会の下に研究力強化委員会という委員会がございまして、ここではきちんと議論をさせていただいているところがございます。

○蓮舫君 そもそも、運営方針会議の設置を義務付けるのは、大臣の衆議院での答弁では、学長が全ての決定事項の権限を有するので、法人運営に決定機能を持つ合議体を設置するための法案を出したと。学長決定権限の一部を運営方針会議に移譲するのはなぜなんですか。

○政府参考人（池田貴城君） 今回の法案は、国際卓越大学に端を發しておりますけれども、社会の課題がいろいろ複雑になる中で、大学を取り巻くいろいろな教育研究の課題も多くなり、多様なステークホルダーと連携をしながら大学運営を進めつつ、寄附やそれから企業からの出資なども含めた財源の多様化を図っていくと。

こういった中で、より多様な専門性を持った方々を大学運営に参画いただくということで、学長の、これまで学長がやっていた権限の一部をこの運営方針会議に移譲するという、そういう仕組み

みにしたものでございます。

○蓮舫君 卓越大学の法律の議論の審議のときに文科省が説明していたのは、大学ファンド、卓越大学として多額の運用益が回ってくる、一人の学長では回せないから合議体必置と国会答弁していたんですよ。それがそれ以外の国立大学にまで必置にしてしまうと、学長の権限を移譲するが見えなくなってくるんです。

そもそも、学長に権限を集中させてきたのは文科省なんですよ。二〇〇四年以降に大学改革を行って、結果、教授会からもボトムアップ機能を弱体化させ、学長によるトップダウンにしてきたんですよ。それが何で今、卓越大学ならまだ分かりますよ、多額のファンドからのお金が回ってくるから、それを合議体、最高意思決定機関でどう使うかというのを決めるといのは分かりますよ、でも、それ以外の一定大学法人にまで広げる。これは、だから、公文書がないから、ここが全く理由が分からないんです。

簡単に説明できますか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

文部科学省におきましては、平成十六年の国立大学法人の、国立大学の法人化以降、大学運営における学長のリーダーシップの確立、また監事の体制や機能の強化のための法改正を行ってまいり

ました。

他方で、先ほど申し上げたように、社会課題がますます複雑化、多様化している中で、様々な課題を解決する上で国立大学法人への期待が高まっております。こうした期待に応えていくためには、学長がリーダーシップを發揮しつつ、教育研究はもとより、社会の多様なステークホルダーと連携しながら大型の産学共同研究やスタートアップ創出等に取り組むとともに、寄附、大学債などの多様な財源や外部人材を積極的に取り入れて大学の活動をより広げていくという、これが重要になってきております。

そのために、数多くの多様なステークホルダーから長期的な信頼、支持を得つつ、社会から大学への投資を充実させていく上で、法人運営の継続性、安定性を確保することが重要であり、この観点から運営方針会議の果たす役割は大変大きいものと考えております。

○蓮舫君 法案では、学長権限の一部を移譲する運営方針会議委員は学長が任命、解任する。学長に近い方が選ばれば、結果として学長の持つ権限に変わりが出ないんじゃないですか。

○政府参考人（池田貴城君） おっしゃるとおり、その人選が大事だと思っております。

学長とともに大学を変えていきたいという志を持った方を選んでいただくとともに、一方で、こ

の運営方針会議は学長の業務執行に一定の監督と  
 いかチェック機能も有しておりますので、そこ  
 のチェック・アンド・バランスが大事だと思いま  
 すので、これによって運営方針会議が適切に機能  
 することによって、学長のリーダーシップを發揮  
 しつつ、学長に一定の監察的な機能も得ていた  
 くといいものでございます。

○蓮舫君 いや、だからこそ、学長は自分に都合  
 のいい人選をして、その人を運営方針会議委員に  
 任命するんじゃないですか。

○政府参考人(池田貴城君) お答え申し上げます。  
 運営方針会議は、法人の大きな運営方針を決議  
 する機能とともに、学長の業務執行を監督する機  
 能を有していることから、監督機能を十分に發揮  
 するためには、学長が自由に委員を任命、解任で  
 きない立て付けとする必要があると認識しており  
 ます。

こうした考え方に基つきまして、学長が委員を  
 任命、解任するに当たっては、同じく学長の監督  
 機能である学長選考・監察会議と協議することを  
 条件とし、学長が独断で決められないようにして  
 おります。

○蓮舫君 さらに、二〇二二年の改正では、牽  
 制される学長が学長選考会議に関与できるのはお  
 かしいとして、学長選考・監察会議の委員から外

れているんですよ。でも、今回は、運営方針会議  
 では両方が委員になる。つまり、学長を監督する  
 委員とその会議に監督される学長で構成されてい  
 るんです。矛盾しませんか。

○政府参考人(池田貴城君) お答え申し上げます。  
 学長選考・監察会議に学長を含まないという趣  
 旨に鑑みまして、運営方針会議におきましても、  
 学長選考の意見や学長が解任事由に該当する旨の  
 報告を行う際には学長は運営方針会議に参加でき  
 ないこととしております。これは法文上手当てを  
 しておりますので、矛盾はないと認識をしております。

○蓮舫君 そもそも、CSTIの検討会では、そ  
 の意見では、合議体が機能を有するので学長選  
 考・監察会議は廃止とされていたんですよ。これ  
 がなぜ残されたのかも、実は公文書がないから、  
 私たちはこの法案審議に臨んで知りようがなかつ  
 たんです。知るすべもないんですね。

もう一つお伺いしたいんですけれども、経営協  
 議会、教育研究評議会、あるいは両者の審議を踏  
 まえ大学内のコンセンサスを形成する意思決定の  
 仕組みである役員会は存置するんですね。その上  
 に更に合議体を設けてくる。これ、屋上屋を重ね  
 過ぎていませんか。

○政府参考人(池田貴城君) 教育研究協議会は、

大学の教学面を中心とする事項を審議いたします。  
 また、経営協議会は経営面を中心に審議をいたし  
 ますけれども、これは、学長の諮問に答えて、議  
 論をする補助機能でございます。また、役員会は、  
 学長が、現状では、中期目標とか中期計画、ある  
 いは予算、決算などを決める上で、学長の、この  
 役員会の議を経て学長が決定するというものでご  
 ざいですが、今回の運営方針会議は、学長自らも  
 この中に入って大学全体の大きな方針を決めると  
 いうことで、役割が異なっておりますので、今回  
 こういう立て付けにした次第でございます。

○蓮舫君 そもそも、卓越大学のシステムとして  
 運営方針会議というのであれば、その中で説明は  
 できるんですけども、一定規模以上広げてしま  
 うと、例えばその協議会とか評議会とか役員会と  
 か、これまで文科省が大学の改革と称して行っ  
 てきたことが、その人たちが上げたものが運営方針  
 会議にひっくり返された場合、大学内に私は混乱  
 が生じるリスクがあると思っておりますよ。そ  
 の整理がちょっと私まだやっぱり理解できませ  
 ん、今の答弁を伺っていても。

確認なんですけど、運営方針会議の決定は学長が  
 執行していくんですね。その責任は誰が負うん  
 ですか。

○政府参考人(池田貴城君) 質問の趣旨が、ち  
 よっと誤解しているかもしれませんが、運営方針

会議で大きな方針を決定し、その方針に基づいて日々の大学運営を執行していく、その執行の責任は学長にございます。

○蓮舫君 今回の法改正では、大学から要望が強かった規制緩和も導入されているんです。とはいえ、懸念は残っているんです。

長期借入金や債券が発行できる費用の範囲は、これまでハード面が対象だったんですが、今回の法案では、先端的教育研究の用に供する知的基盤の開発についても可能、ソフトですね、相当範囲が広がるんです。なぜですか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

今、蓮舫委員御指摘のように、今までは主としてハード面のみが対象となっておりますが、今回、長期借入金を行う対象として、ソフト面、これは、例えば大規模なデータベースやそれからソフトウェアを整備すると。一方で、これ、別途、施設の経費で施設を整備したときに、それに伴って導入されるソフトウェアなどが伴っていないと、その整備した施設がしばらくの間稼働、全面的に稼働できないことになりますので、これとセットで拡大することによって、より大学の研究成果が世の中に広がっていくことができるようにという、そういう趣旨でございます。

○蓮舫君 今言っていることはよく分かります。

ただ、運営方針会議で決めた中期計画、中期目標のためにお金を借りる、債券を発行して資金調達する、ただ、その事業が軌道に乗らない、あるいは成果が見出せない、債務返済が滞ったり債券価値が下がって負債が膨張、財務が悪化した場合は誰が責任を取るんでしょうか。

○政府参考人（池田貴城君） 長期借入れ等につきましては、整備した施設等の利用料や寄附金等の業務上の余裕金などにより償還確実性が担保されること等の認可基準に基づき、公認会計士などの多様な経験を持つ外部有識者委員会での審査等を経て文部科学大臣が認可をすることとしておりまして、基本的には債務不履行とならないよう十分確認をしております。

具体の償還計画を実行していく際には、個別の業務執行に当たることから、業務執行の責任者である、先ほど申し上げた、学長の下で実施していくこととなりますので、例えば償還財源として想定していた財源の状況が芳しくないときは、想定とは異なる財源を確保して対応するなどの方策を講じるほか、監事による監査により償還確実性を確保していくこととなります。

それでもなお、学長等の役員がその任務を怠ったことにより仮に債務不履行に陥った場合には、過失の状況等に応じて、学長等の役員は生じた損害の賠償の責任を負うこととなります。

○蓮舫君 運営方針会議の委員はその賠償の責任は負わないんですか。

○政府参考人（池田貴城君） そのときの事態にもよりますが、基本的には、運営方針会議は大きな方針を議論しますので、やはり執行上の学長が責任を負うケースが多いかと存じます。

○蓮舫君 そこが心配なんです。稼ぐ大学になって、こういう形で債務、お金を借りたり、大学債を発行したりする。

今、局長は、償還確実性を見込む、債務不履行にならないよう確認をしないと云いますけど、コロナが来たときのこの三年間、誰も想像していませんでしたよ。ゼロゼロ融資で今倒れそうところ、どれだけあるんですか。あるいは、日銀が緩和方針を見直すかどうか、これも相当お金を借りた場合の金利リスクになるでしょう。中東どうなんですか。ウクライナはどうなんですか。ロシアはこれからどうなるんですか。

不確実性しかない世界だからこそ、よほど、私は、これ慎重にならなければいけないのに、運営方針会議のその中期計画ではもっと稼ぐんだというのを決める。でも、それが残念ながら倒れてしまうことになった場合の責任は学長や大学関係者が負って、この運営委員は負わない。大臣、この立て付け、少しおかしくないですか。

○国務大臣（盛山正仁君） ケース・バイ・ケー



スでというふうに先ほど高等局長が申し上げたかと思いますが、全てをその学長、執行側が負うだけではなくて、運営委員会の方針そのものが何らか間違っているというような場合が仮にあるのであれば、それは運営委員も責任を負うということになっていくと思います。つまり、ケース・バイ・ケース、具体的な事態にに応じてということだと思います。

○蓮舫君 ただ、債務不履行を避けるための手段ってやっぱり限られるんですよ。

学費の値上げ、これ学生の負担になりますよね。あるいは、教職員の人員削減、労働条件悪化、これ以上したら先生たちも事務職の人たちももつていられないと思いますよ。そういうリスクは一切ないんですか、この法案を通してしまつて。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

今、蓮舫委員おっしゃったような異常事態というのが起こり得る可能性もございますけれども、先ほどから答弁申し上げているとおり、通常の大学運営であれば、かなりそういう事態が起こらないようにしていると思います。仮にそういった、例えば大震災が起こった、東日本大震災のような異常事態が起こった場合は、これは特別ですので、当時もいろいろな例外的な扱いをしておりましたので、そこは文部科学省も検討することになるで

あろうと思います。

○蓮舫君 いや、そこまでの大災害じゃない事態も想定しておきたいということなんです。

ちよつとこれまだ引き続き行いたいんですけど、次に、もう一つ心配なのが、運営方針会議は中期計画で土地の貸付けを決定する、それが学生の利便性を阻害するリスクというのは想定できますか。

○政府参考人（池田貴城君） 土地の貸付けにつきましては、国立大学法人が所有する土地については、基本的には、当面の使用予定がなく、かつ業務に支障のない範囲であれば、文部科学大臣の認可を受けて第三者へ貸し付けることが可能となっております。

この業務に支障のないという業務の範囲には、適切な体制を整えて学生の教育研究を行うことや、学生の課外活動、課外教育活動への援助や就職支援、こういったものも含まれますので、業務の支障のない範囲でというのはかなり厳格に解されるかと思えます。

したがって、御指摘のような、本来学生の活動が行われる場所が貸し出されたりして学生に不利益を被るということは、これは現行制度上も認められておりませんので、規制緩和したとしても、これ運用は同じようにしていきますので、大丈夫であると思えます。

○蓮舫君 二〇二二年の規制改革で、これコロナ

禍ですだからね、オンライン授業普及に伴う物理的空間に係る規制の見直しが提言されました。施設等の基準を見直すように言われて、昨年の秋、大学設置基準等の改正が行われました。

校地、校舎等の施設及び設備で、具体的にどんな規制緩和がなされましたか。

○政府参考人（池田貴城君） お答え申し上げます。

御指摘の令和四年度の大学設置基準改正の趣旨は、校地について、教員と学生や学生同士の交流の場としての役割について明確化するとともに、運動場等の施設や設備につきましては、各大学の実情や必要性に応じて設ける施設として一般化したものでございます。

この改正におきましては、学修者のための最低限の学習環境を厳格に担保しつつ、社会状況の変化等を踏まえ、大学教育の多様性、先導性を向上させていくことを目指しており、この改正の趣旨を踏まえ、各大学の実情や必要性に応じて校地、校舎等を適切に整備いただくものであって、学生に対して著しく不利益を生じさせてはならない、これは大学設置基準の改正後も変わっておりません。

○蓮舫君 資料五にお付けをしましたが、それまで学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有するものとされ、必置とされていた運動場や

体育館が昨年秋一般化、つまり設けなくてもよくなったんですね。それも、スポーツ施設に加えて、講堂、寄宿舎、課外活動施設等の厚生補導施設についても必要に応じ設けられるとして一般化。これ、大丈夫ですか。

この規制緩和があれば、これは外部からやってきて、これまでの大学の変化の経緯を知らない外部の運営方針会議の委員にとつてみたら、ここはもう要らないじゃないかと、運動場要らないじゃないか、あるいは講堂も要らないじゃないか、一般化なんだから、で、その土地を貸し付ければいいじゃないかというふうになりませんか。それは、結果として、学生の大学空間、施設が削られることになりませんか。

○政府参考人（池田貴城君） この設置基準の改正は去年の十月に施行されておりまして、今回の法改正以前に改正しているわけですけども、先ほど御答弁申し上げた、例えば、都心の大学でキャンパスが分散して移動にかなり掛かるところと、地方の大学で広大な敷地内にグラウンドや体育館も全部一緒にあるところは状況がかなり違いますので、そういった各大学の実態に応じて、学者のために本当に必要な最低限の学習環境はきちんと担保しつつ、それ以外の部分というのは実態に応じて見直す、柔軟に運用できるという、そういう趣旨の改正ですので、この昨年十月の改正以

降、私どもとしては、先ほど申し上げたようなこの改正の趣旨を大学に対して周知しておりますので、仮に今回、運営方針会議でそのような議論が出たとしても、この趣旨をきちんと踏まえた対応と申しますか、運営方針会議でそこまでの細かいマイクロマネジメントというか、教学面の細かいことは恐らく運営方針会議では余り議論にならず、これは教育研究協議会とか、そういった場であるものと思います。

いずれにしても、運営方針会議の委員は、こうした大学の実情とか教育研究の特性にも御理解いただいた方に入っていただくことが望ましいものであると考えております。

○蓮舫君 大臣が文部科学大臣に就任されたのは九月の十三日でした。前任者からこの法案についてどんな引継ぎがなされましたか。

○国務大臣（盛山正仁君） 次の来るべき臨時国会において、この国立大学法人法を改正するということについては引継ぎを受けました。詳しくは高等教育局から聞いてくださいということでした。

○蓮舫君 詳しくを高等教育局から聞いて、何か懸念点は感じませんでしたか。

○国務大臣（盛山正仁君） 着任してしばらくだったせいかもしれませんが、こういうふうにして、国立大学法人であり、国際卓越研究大学であり、

時代に合わせて外からのお金を導入し、そしてそれを運用するための仕組みをつくっていくんだな、執行と経営の分離とでもいうんでしょうか、そういうような観点で大学というのも変わりつつあるんだなと、そんなふうに感じました。

○蓮舫君 今、大臣の感じたところにはなかったんですが、多くの大学関係者らがこの法案を知ったのは先月だとか、衆参の参考人質疑で、知らない人がまだ多いんです。そして、大学関係者らが、学問の自由、大学の自治が脅かされると、極めて極めて真剣に心配の、懸念の、法案反対の声を上げていますが、こういう声を直接お聞きになったことはありますか。

○国務大臣（盛山正仁君） 様々なお声があるということは何っております。しかしながら、我々として、今回、閣議決定を経て提出した法案、この法案をよく御説明して、させていただければ御理解をいただけるのではないかと考えております。

○蓮舫君 いや、今日の質問聞いていても、理解は全く深まりません。むしろ懸念点の方が増幅しています。

なのに、与党はこの法案をこんな短時間の審議で採決をしたいという方向を示しているんですね。そういうことが決ってはならないし、今の四十五分の質問でもまだまだ聞きたいことが出てきます。

高橋委員長、委員会を職権で立てたように、同じように、この法案の拙速な採決をしないように強く求めますが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋克法君） 御意見はよく承りました。

以上です。

○蓮舫君 終わります。

○宮口治子君 立憲民主・社民の宮口治子でございます。

本題に入ります前に、私、盛山大臣とこういふふうに質疑のやり取りをするのは初めてなので、前永岡大臣にも質問させていただきましたが、質問通告にございません、広島県選出の国会議員として、大臣に一言質問したいと思えます。

「はだしのゲン」は御覧になりましたか。映画、アニメーション、どちらでも結構です。

○国務大臣（盛山正仁君） もう相当以前でございますけれども、見た、拝見、拝見というんですかね、拝読というんですかね、した覚えはございません。

○宮口治子君 どのような感想をお持ちでしたか。ちなみに、何歳頃御覧になったのでしょうか。

○国務大臣（盛山正仁君） 少なくとも学生ときだったんじゃないかと思うんですけども、いつだったかということは記憶にございません。ただ、感じましたのは、いや、惨たんたる状態だっ

たんだなということは感じました。

私は昭和二十八年生まれでしたので、まだ、私が物心付いたときには、駅前その他に傷痕軍人の方ですとか、いろんな方がまだ残っております。そういう点では、まだ戦後の薫りが残っていた時代だったものですから、この「はだしのゲン」の背景というんでしょうか、私自身が深くどこまでその想像ができたのかというのは、当時、余り深くは理解できていなかったかもしれませんが、いや、厳しい状況で、生きていくために大変だったんだなど、そんなふうに感じた覚えがございます。

○宮口治子君 ありがとうございます。

様々な感想をお持ちになられたと思いますが、「はだしのゲン」だけがもちろん原爆の教材であるとは私も思いません。ところが、前永岡大臣にアニメーションも映画も漫画も見たことがないというふうにおっしゃられましたので、一、二巻を差し上げて見ていただきました。そのときに、やはり怖い、恐怖であるというような感想も少しいただきましたけれども、そのとおりだと思います。怖いとか恐怖とかといった感情の上に平和の学習ってあると私は思っております。

また、そのような平和学習を全国的にお願いしますと申しました、されていますとも答弁されましたけれども、私、今回、閉会中、臨時国会、あつ、通常国会の閉会中に、県外、全国いろんな

ころ、視察等々行かせていただいた際に皆さんにお聞きしていました、平和学習どのくらいやっているかと。聞きましたら、やはりすごく地域によって、平和学習、温度差があるなというのを感じたんですね。

ですから、是非、これは、広島それから長崎、また沖縄といったようなもう地域の問題だけではなく、今、世界がこのような状況下にある中で、やはり平和に対する教育というのはとても大切だと思っておりますので、どうか引き続き、全国的にも同じような程度で平和学習をしていただきますように私は心からお願いを申し上げます。

それでは、法案について質問をさせていただきたいと思えます。蓮舫理事と重複する部分もあるかと思えますけれども、しっかりと、そして丁寧に御答弁いただければ、御答弁いただきますようお願いを申し上げます。

まず、特定国立大学法人、準特定国立大学法人関係についてお尋ねをいたします。

特定国立大学法人は運営方針会議を必ず置く、準特定国立大学法人は置くことができるという本法律案の枠組みではなく、希望する国立大学法人のみが合議体である運営方針会議を設置する、つまり今の準特定国立大学法人の枠組みだけを残すという枠組みだと、何か法制上に不都合があるのでしょうか。